○浜松市道路占用料等徴収条例

昭和 28 年 12 月 25 日 浜松市条例第 49 号

改正

昭和29年 8月 2日浜松市条例第 63号 昭和31年 3月20日浜松市条例第 6号 昭和33年12月20日浜松市条例第 25号 昭和49年 3月30日浜松市条例第 33号 昭和57年 3月31日浜松市条例第 27号 平成 元年 3月28日浜松市条例第 14号 平成 3年 3月20日浜松市条例第 2号 平成 9年 3月28日浜松市条例第 37号 平成13年 3月13日浜松市条例第 4号 平成17年 6月 1日浜松市条例第158号 平成18年12月15日浜松市条例第107号 平成19年 9月28日浜松市条例第 82号 平成23年12月16日浜松市条例第 62号 平成25年 3月22日浜松市条例第 27号 平成26年 2月25日浜松市条例第 11号 平成27年 3月17日浜松市条例第 39号 平成29年 3月24日浜松市条例第 25号 令和3年3月24日浜松市条例第16号 令和6年3月22日浜松市条例第 号

昭和30年 7月15日浜松市条例第 29条 昭和33年 3月31日浜松市条例第 5号 昭和39年 3月30日浜松市条例第 39号 昭和52年 3月30日浜松市条例第 21号 昭和61年 3月31日浜松市条例第 21号 平成 元年 3月31日浜松市条例第 47号 平成 3年 4月 5日浜松市条例第 26号 平成12年 3月24日浜松市条例第 31号 平成16年 3月23日海松市条例第 18号 平成18年12月15日浜松市条例第 79号 平成19年 3月16日浜松市条例第 49号 平成21年 3月24日浜松市条例第 24号 平成24年 3月23日浜松市条例第 32号 平成25年 9月26日浜松市条例第 51号 平成26年 3月24日浜松市条例第 34号 平成28年 6月21日浜松市条例第 57号 平成30年 3月23日浜松市条例第 22号 令和4年6月20日浜松市条例第32号

[注]平成17年6月から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第39 条第2項及び第73条第2項により占用料及び延滞金の額並びにそれらの徴収方法について定める。

(占用料)

第2条 占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下この条、次条並びに同表の備考の6及び7において同じ。)に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める類に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期

間で除して得た数を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、占用の期間が1月未満のものについての占用料の額は、別表占用料の欄に定める金額に、当該占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た額に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)とする。ただし、当該占用の期間が翌年度にわたる場合においては、同表占用料の欄に定める金額に、各年度における占用の期間に相当する期間を同表占用料の単位の欄に定める期間で除して得た数を乗じて得た数に100分の110を乗じて得た額(その額が100円に満たない場合にあっては、100円)の合計額とする。
- 3 前2項の規定により難いものについては、その都度前2項の規定に準じて市長が定める。

(平26条例11・平26条例34・平31条例22・一部改正)

(占用料の徴収)

第3条 占用料は、法第32条第1項又は第3項の規定により許可をした占用の期間に係る分を、当該許可をした日(電線共同溝に係る占用料にあっては、電線共同溝整備法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は電線共同溝整備法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により徴収する。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を5月31日までに徴収する。

(平26条例34·令3条例16·一部改正)

(占用料の減免)

- 第4条 市長は、占用物件が次の各号のいずれかに該当するときは、占用料を減免することができる。
 - (1) 地方財政法(昭和23年法律第109号)第6条に規定する公営企業に係るもの
 - (2) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が建設し、又は災害復旧工事を行う 鉄道施設及び鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索動事業 者がその鉄道事業又は索動事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設
 - (3) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事

業者(同項第3号に規定する小売電気事業者及び同項第15号の4に規定する特定卸供給事業者を除く。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「認定電気通信事業者」という。)が設ける架空の電線

- (4) 水道法(昭和32年法律第177号)の規定に基づいて設ける水管
- (5) 住家等に出入りするために設ける通路
- (6) 街灯その他道路交通の安全又は円滑を図る効用を有するもの
- (7) 公職選挙法(昭和25年法律第100号) による選挙運動のために使用する立札、 看板その他の物件
- (8) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客 自動車運送事業に係る停留所の標識及び待合所
- (9) 駐車場法(昭和32年法律第106号)第17条第1項に規定する都市計画において定められた路外駐車場その他の駐車場
- (10) 電気、電気通信、ガス、水道及び下水道の各戸引込地下埋設管(電気通信にあっては、認定電気通信事業者が設けるものに限る。)
- (11) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第12項に規定するガス事業者が設けるガス管
- (12) 道路法施行令(昭和27年政令第479号。以下「政令」という。) 第7条第11 号に掲げる応急仮設建築物
- (13) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるもの

(平17条例158・平19条例49・平19条例82・平21条例24・平24条例32・平25条例27・平26条例34・平28条例57・平29条例25・令3条例16・一部改正)

(占用料の不還付)

第5条 既納の占用料は還付しない。ただし、占用の期間内に市長が法第71条第2項の 規定により許可を取消し、若しくはその条件を変更し、又は天災その他特別の事情によ り占用者が道路を占用することができなくなったときはその全部、又は一部を還付する ことができる。

(平21条例24·一部改正)

(延滞金)

第6条 占用料又は法第58条第1項の規定による負担金を納付すべき者は、これを納付

期限までに納付しなかったときは、延滞金を市に納付しなければならない。

2 前項の延滞金の額の計算及び減免については、浜松市税外収入金の延滞金に関する条例(昭和33年浜松市条例第5号)の規定による延滞金の額の計算及び減免の例による。この場合において、同条例第2条第1項及び附則第4項中「14.6パーセント」とあるのは「14.5パーセント」と、「7.3パーセント」とあるのは「7.25パーセント」と読み替えるものとする。

(平23条例62・全改、平25条例51・令4条例32・一部改正)

(罰則)

第7条 詐欺その他不正の行為により占用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

(規則への委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際許可を受けて現に占用中のものについては、この条例により許可され たものとみなす。

(平18条例107·一部改正)

3 第6条の規定は、浜北市、天竜市、舞阪町、雄踏町、細江町、引佐町、三ケ日町、水窪町及び龍山村(以下これらを「編入市町村」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に編入市町村が納入の通知をした占用料のうち、編入日以後に納付すべき期限が到来するものに係る延滞金について適用し、編入日前に納付すべき期限が到来したものに係る延滞金については、それぞれ編入前の条例の例による。

(平17条例158・追加、平18条例107・旧第5項繰上・一部改正)

4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(平17条例158・追加、平18条例107・旧第6項繰上)

附 則(昭和29年8月2日浜松市条例第63号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。

附 則(昭和30年7月15日浜松市条例第29号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際許可を受けて現に占用中のものについては、この条例により許可されたものとみなす。

附 則(昭和31年3月20日浜松市条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和30年8月1日から適用する。

附 則(昭和33年3月31日浜松市条例第5号抄) (施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和33年12月20日浜松市条例第25号)

この条例は、昭和34年1月1日から施行する。

附 則(昭和39年3月30日浜松市条例第39号)

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和49年3月30日浜松市条例第33号)

- 1 この条例は、昭和49年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日(以下「施行日」という。)前に既に占用の許可を受け、施行日以降において引き続いて道路を占用している者の当該占用及び当該占用が更新した場合の占用に係る占用料の額は、附則別表に掲げる占用者の区分に応じ、それぞれ同表調整対象欄に該当する場合につき、同表期間欄に規定する期間に限り、同表徴収額欄に規定する額とする。

附則別表

占用者	調整対象	期間	徴収額
電気事業者及びガス事業者	新占用料額(この条例によ	施行日から特別調整占用料	特別調整占用料額
	る改正後の規定に基づき計	額が新占用料額を超えると	
	算した占用料の額をいう。	きまで	
	以下同じ。)が当該年度の前		
	年度の占用料額(当該年度		
	の占用期間と当該年度の前		
	年度の占用期間とが異なる		
	場合は、当該年度の占用期		
	間に相当する期間を当該年		
	度の前年度の占用期間とし		
	て計算して得た額とする。		
	以下同じ。)に別記に掲げる		
	占用者の区分に応じ、それ		
	ぞれ同表に定める調整率を		
	乗じて得た額(以下「特別調		
	整占用料額」という。)を超		
	える場合		
電気事業者及びガス事業者	旧占用料額(この条例によ	昭和49年度	新占用料額の100分の20
以外の者	る改正前の規定に基づき計	昭和50年度	新占用料額の100分の35
	算した占用料の額をいう。	昭和51年度	新占用料額の100分の50

DI	BTT To be for	der I. Privini der a d a a f) a a w
以下同じ。)が新占用料額の	昭和52年度	新占用料額の100分の65
100分の20未満である場合	昭和53年度	新占用料額の100分の80
旧占用料額が新占用料額の	昭和49年度	新占用料額の100分の35
100分の20以上100分の30	昭和50年度	新占用料額の100分の50
未満である場合	昭和51年度	新占用料額の100分の65
	昭和52年度	新占用料額の100分の80
旧占用料額が新占用料額の	施行日から一般調整占用料	一般調整占用料額
100分の30以上100分の	額が新占用料額を超えると	
100未満で、新占用料額が	きまで	
当該年度の前年度の占用料		
額に1.3を乗じて得た額(以		
下「一般調整占用料額」と		
いう。)を超える場合		

別記

占用者	調整率
占用料額が一年間であるとした場合、新占用料額と旧占	1.1
用料額との差額(以下「差額」という。)が30万円を超える	
ガス事業者	
差額が10万円以上30万円以下のガス事業者	1.2
電気事業者及び差額が10万円未満のガス事業者	1.3

附 則(昭和52年3月30日浜松市条例第21号)

- 1 この条例は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に占用の許可を受け、施行日以降 において引き続き道路を占用する者の施行日以降の占用に係る占用料については、なお従 前の例による。

附 則(昭和57年3月31日浜松市条例第27号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年3月31日浜松市条例第21号)

この条例は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(平成元年3月28日浜松市条例第14号)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。
- 2 改正後の浜松市道路占用料徴収条例第6条の規定は、この条例の施行の日以降に納付される延滞金について適用する。
- 3 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成元年3月31日浜松市条例第47号)

この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成3年3月20日浜松市条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成3年4月5日浜松市条例第28号)

この条例は、平成3年5月1日から施行する。

附 則(平成9年3月28日浜松市条例第37号)

改正 平成13年3月13日浜松市条例第4号 平成16年3月23日浜松市条例第18号

- 1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に道路法(昭和27年法律第180号) 第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて道路を占用して いた者が、施行日以降において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用する場合の 当該占用物件に係る平成9年度以降の各年度の占用料の額は、次の各号に掲げる者の区分 に応じ、当該各号に掲げる場合には、当該占用物件に係る前年度の占用料の額に1.1を乗 じて得た額(以下「調整占用料額」という。)とする。
 - (1) ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法 (昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する 特定規模電気事業者を除く。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項 に規定する認定電気通信事業者 当該占用物件について改正後の浜松市道路占用料徴収条例(以下「改正後の条例」という。)第2条の規定を適用するとした場合に徴収することとなる平成9年度以降の各年度の事業所ごとの占用料の額が当該事業所ごとの調整占用料額を超える場合
 - (2) その他の者 改正後の条例第2条の規定を適用するとした場合に徴収することとなる平成9年度以降の各年度の占用料の額が調整占用料額を超える場合

附 则(平成12年3月24日浜松市条例第31号)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成13年3月13日浜松市条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年3月23日浜松市条例第18号)

(施行期日)

1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号及び第11号の改正規定 並びに附則第2項の改正規定中第1種電気通信事業者に係る部分は平成17年4月1日から施 行する。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成9年浜松市条例第37号)の一部を 次のように改正する。 (次のよう略)

附 則(平成17年6月1日浜松市条例第158号)

改正 平成18年12月15日浜松市条例第107号

この条例は、平成17年7月1日から施行する。

(平18条例107・旧第1項・一部改正)

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第79号)

この条例は、平成19年3月3日から施行する。

附 則(平成18年12月15日浜松市条例第107号)

改正 平成19年3月16日浜松市条例第49号

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に浜北区、天竜区、舞阪地域自治区、雄踏地域自治区、細江地域自治区、引佐地域自治区及び三ヶ日地域自治区の区域に係る道路法(昭和27年法律第180号。以下「法」という。)第32条第1項若しくは第3項の規定による許可又は法第35条の規定による同意(電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号。以下「電線共同溝整備法」という。)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定による許可又は電線共同溝整備法第21条の規定による協議を含む。)(以下これらを「許可等」という。)を受けている者の当該許可等に係る改正後の第2条の規定の適用については、同条の規定にかかわらず、平成19年度及び平成20年度分の占用料に限り、同条第1項及び第2項中「別表」とあるのは、「浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成18年浜松市条例第107号)附則別表」とする。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

3 浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成17年浜松市条例第158号)の一部 を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜松市法定外道路管理条例の一部改正)

4 浜松市法定外道路管理条例(平成17年浜松市条例第30号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則別表(附則第2項関係)

(平19条例49·一部改正)

占用物件	占用料			
	単位	金額		
		浜北区及び天竜地域自治区 舞阪地域自治区、雄踏地域		
		の区域自治区、細江地域自治区、		
			引佐地域自治区、三ヶ日地	

					域自治区、春野	
					佐久間地域自	
					域自治区及び	龍山地域目治
			T. Nach de	T. Dook t	区の区域	T. Nookert
)	## . eee == 1.)		平成19年度	平成20年度	平成19年度	平成20年度
法第32条第	第1種電柱	1本1年につ	1,290円	1,380円	1,220円	1,340円
1項第1号に	第2種電柱	き	2,020円	2,140円	1,880円	2,060円
掲げる工作	第3種電柱		2,750円	2,900円	2,540円	2,780円
物	第1種電話柱		1,160円	1,220円	1,069円	1,168円
	第2種電話柱		1,920円	2,040円	1,780円	1,960円
	第3種電話柱		2,650円	2,800円	2,440円	2,680円
	その他の柱類		90円	94円	82円	90円
	共架電線その他上空に設	長さ1メート	12円	13円	11円	12円
	ける線類	ル1年につき				
	地下に設ける電線その他		6円	7円	6円	7円
	の線類					
	路上に設ける変圧器	1個1年につ	888円	936円	811円	892円
		き				
	地下に設ける変圧器	占用面積1平	606円	642円	557円	614円
		方メートル1				
		年につき				
	変圧塔その他これに類す	1個1年につ	1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
	るもの及び公衆電話所	き				
	郵便差出箱及び信書便差		765円	810円	695円	770円
	出箱					
	広告塔	表示面積1平	6,076円	7,312円	3,738円	5,976円
		方メートル1				
		年につき				
	その他のもの	占用面積1平	1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
		方メートル1				
		年につき				
法第32条第	外径が0.1メートル未満の	長さ1メート	61円	64円	55円	61円
1項第2号に	もの	ル1年につき				
掲げる物件	外径が0.1メートル以上		90円	94円	82円	90円
	0.15メートル未満のもの					

	1						
	外径が0.15メ	マートル以上		119円	128円	111円	124円
	0.2メートルオ	 未満のもの					
	外径が0.2メ	ートル以上		245円	260円	224円	248円
	0.4メートルオ	未満のもの					
	外径が0.4メ	ートル以上1		606円	642円	550円	610円
	メートル未満	jのもの					
	外径が1メー	トル以上のも		1,190円	1,280円	1,113円	1,236円
	0						
法第32条第1	項第3号及び第	4号に掲げる	占用面積1平	1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
施設			方メートル1				
			年につき				
法第32条第	地下街及び	階数が1の	占用面積1平	Aに0.003を乗	じて得た額		
1項第5号に	地下室	もの	方メートル1				
掲げる施設		階数が2の	年につき	Aに0.005を乗	: じて得た額		
		もの					
		階数が3以		Aに0.006を乗	: じて得た額		
		上のもの					
	上空に設ける			3,038円	3,656円	2,044円	3,088円
	地下に設ける	通路		2,520円	3,240円	1,610円	2,720円
	その他のもの)		1,820円	1,940円	1,680円	1,860円
法第32条第	祭礼、縁日等	に際し、一時	占用面積1平	60円	72円	37円	59円
1項第6号に	的に設けるも	Ø	方メートル1				
掲げる施設			日につき				
	その他のもの)	占用面積1平	600円	720円	369円	588円
			方メートル1				
			月につき				
政令第7条	看板(アーチ	一時的に	表示面積1平	600円	720円	369円	588円
	10100		衣小曲槓1十	00011	12011		
第1号に掲	であるもの	設けるも	表が面積1平	000/1	720 1		
第1号に掲げる物件				000[1	720]		
	であるもの	設けるも	方メートル1	6,076円	7,312円	3,738円	5,976円
	であるもの	設けるもの	方メートル1 月につき			3,738円	5,976円
	であるもの	設けるも の その他の	方メートル1 月につき 表示面積1平			3,738円	5,976円
	であるもの	設けるも の その他の	方メートル1 月につき 表示面積1平 方メートル1			3,738円	5,976円
	であるもの を除く。)	設けるも の その他の	方メートル1 月につき 表示面積1平 方メートル1 年につき	6,076円	7,312円		
	であるもの を除く。)	設けるも の その他の	方メートル1 月につき 表示面積1平 方メートル1 年につき 1本1年につ	6,076円	7,312円		

		<u> </u>			Г	<u> </u>	
		一時的に					
		設けるも					
		の					
		その他の	1本1月につ	600円	720円	369円	588円
		もの	き				
	幕(政令第7	祭礼、縁日	その面積1平	60円	72円	37円	59円
	条第2号に	等に際し、	方メートル1				
	掲げる工事	一時的に	日につき				
	用施設であ	設けるも					
	るものを除	0					
	<.)	その他の	その面積1平	600円	720円	369円	588円
		もの	方メートル1				
			月につき				
	アーチ	車道を横	1基1月につ	6,076円	7,312円	3,738円	5,976円
		断するも	き				
		0					
		その他の		3,038円	3,656円	1,869円	2,988円
		もの					
政令第7条第2	2号に掲げる工事	事用施設及び	占用面積1平	600円	720円	369円	588円
同条第3号に排	掲げる工事用材	料	方メートル1				
			月につき				
政令第7条第4	1号に掲げる仮記	投建築物及び	占用面積1平	182円	194円	168円	186円
 同条第5号に打	曷げる施設		方メートル1				
			月につき				
政令第7条	建築物	階数が1の	占用面積1平	Aに0.005を乗	じて得た額	<u>'</u>	
第6号に掲		もの	方メートル1				
げる施設並		階数が2の	年につき	Aに0.006を乗	じて得た額		
びに同条第		もの					
7号に掲げ		階数が3の		Aに0.008を乗	じて得た額		
る施設及び		もの					
自動車駐車		階数が4以		Aに0.009を乗	じて得た額		
場		上のもの					
	その他のもの	1	•	Aに0.005を乗	じて得た額		
政令第7条第8	<u> </u> 号に掲げる器具	1	占用面積1平	Aに0.018を乗	 :じて得た額		
			方メートル1				
			年につき				
			_				

政令第7条	上空、トン	階数が1の	占用面積1平	Aに0.005を乗じて得た額
第9号及び	ネルの上又	もの	方メートル1	
第10号に掲	は自動車専	階数が2の	年につき	Aに0.006を乗じて得た額
げる施設	用道路(高架	もの		
	のものに限	階数が3の		Aに0.008を乗じて得た額
	る。)の路面	もの		
	下に設ける	階数が4以		Aに0.009を乗じて得た額
	もの	上のもの		
	その他のもの			Aに0.018を乗じて得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条 以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同 じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するも のを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する 柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を 設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、 第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱 とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置 する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が1平方メートル未満であるとき又は これらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算す るものとする。
- 5 占用物件の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数が あるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。 この場合において、これらの期間が1月未満であるとき又はこれらの期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であると き又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 Aは、近傍類似の土地の価格(地方税法(昭和25年法律第226号)第380条の規定により 市に備え付けられた固定資産課税台帳に登録されたその土地の価格)をいう。

附 則(平成19年3月16日浜松市条例第49号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年9月28日浜松市条例第82号抄)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成21年3月24日浜松市条例第24号)

改正平成24年3月23日浜松市条例第32号

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(平 24 条例 32・旧第 1 項·一部改正)

附 則(平成23年12月16日浜松市条例第62号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部改正に伴う経過措置)

10 第 10 条の規定による改正後の浜松市道路占用料徴収条例第 6 条の規定は、施行日以後に納入の通知がされる占用料について準用し、施行日前に納入の通知がされた占用料については、なお、従前の例による。

附 則(平成24年3月23日浜松市条例第32号)(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第2条の規定にかかわらず、ガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第11項に規定するガス事業者、電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者(同項第8号に規定する特定規模電気事業者を除く。)及び電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者(以下「ガス事業者等」という。)が、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に既に道路法(昭和27年法律第180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可(以下「許可」という。)を受けて道路を占用していた場合において、施行日以降において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用するときの当該占用物件に係る平成24年度以降の各年度の同一区内における事業所ごとの占用料の額は、当該占用物件に係る当該各年度の前年度における同一区内における事業所ごとの占用料の額に1.1を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料総額」という。)が改正後の第2条の規定による当該占用物件に係る同一区内における事業所ごとの占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料総額とする。
- 3 改正後の第 2 条の規定にかかわらず、ガス事業者等以外の者が、施行日前に既に許可を受けて道路を占用していた場合において、施行日以降において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用するときの当該占用物件に係る平成 24 年度以降の各年度の占用料の額は、当該占用物件に係る当該各年度の前年度における占用料の額に 1.1 を乗じて得た額(その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料額」という。)が改正後の第 2 条の規定による当該占用物件に係る占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料額とする。

(浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の一部改正)

4 浜松市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(平成 21 年浜松市条例第 24 号)の 一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成25年3月22日浜松市条例第27号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成25年9月26日浜松市条例第51号)

- 1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。
- 2 第1条から第10条までの規定による改正後の浜松市税外収入金の延滞金に関する条例、 浜松都市計画事業南浅田土地区画整理事業施行条例、浜松都市計画事業高竜土地区画整 理事業施行条例、浜松都市計画事業上島駅周辺土地区画整理事業施行条例、浜松市道路 占用料徴収条例、浜松市法定外道路管理条例、浜松駅北口広場バスレーン受益者負担に 関する条例、浜松市準用河川流水占用料等徴収条例、浜松市普通河川条例及び浜松市公 共下水道事業受益者負担に関する条例の規定は、延滞金のうち平成26年1月1日以降の期 間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前 の例による。
- 附 則(平成26年2月25日浜松市条例第11号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過の原則)
- 2 この附則に別段の定めがあるものを除き、この条例の施行の際現に公の施設の利用の 許可を受けている者(現に当該許可の申請をしている者及び現に当該許可の変更の申出 をしている者を含む。)の当該利用に係る使用料又は利用料金については、なお従前の例 による。
- 附 則(平成26年3月24日浜松市条例第34号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成27年3月17日浜松市条例第39号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成27年3月17日浜松市条例第39号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成28年6月21日浜松市条例第57号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成29年3月24日浜松市条例第25号)
 - この条例は、平成29年4月1日から施行する。
- 附 則(平成30年3月23日浜松市条例第22号)
 - この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の浜松市道路占用料徴収条例(以下「新条例」という。)第 2条の規定にかかわらず、この条例の施行の日前に既に道路法(昭和27年法律第 180号)第32条第1項又は第3項の規定による許可を受けて道路を占用していた者

が同日以降において引き続き同一の占用物件により当該道路を占用するときの当該占用物件に係る令和3年度以降の各年度の占用料の額は、当該占用物件に係る当該各年度の前年度における占用料の額に1.2を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額。以下「調整占用料額」という。)が新条例第2条の規定による当該占用物件に係る占用料の額に達するまでの間、当該調整占用料額とする。

附 則(令和4年6月20日浜松市条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条の規定は、この条例の施行の日以後に納入の通知がされる占用料及び負担金について適用し、同日前に納入の通知がされた占用料及び負担金については、なお 従前の例による。

$3 \sim 6$ (略)

附 則(令和6年3月22日浜松市条例第23号) この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

(平17条例158・全改、平18条例79・平18条例107・平19条例49・平21条例24・平24条例32・平25条例27・平27条例39・一部改正・平30条例22・一部改正・令3条例16・一部改正)

	占用物件	占月	月料
		単位	金額(円)
法第32条第1項第1	第1種電柱	1本1年につき	570
号に掲げる工作物	第2種電柱		870
	第3種電柱		1, 200
	第1種電話柱		510
	第2種電話柱		810
	第3種電話柱		1, 100
	その他の柱類		51
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年	5
	地下に設ける電線その他の線類	につき	3
	路上に設ける変圧器	1個1年につき	500
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メ	300
		ートル1年につき	
	変圧塔その他これに類するもの及び公 衆電話所	1個1年につき	1,000
	郵便差出箱及び信書便差出箱		420
	広告塔	表示面積1平方メ	2,500
		ートル1年につき	
	その他のもの	占用面積1平方メ	1,000
		ートル1年につき	
法第32条第1項第2	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年	21
号に掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未	につき	30
	満のもの		

			以上0.15メートル未		45
		満のもの		_	
			以上0.2メートル未		61
		満のもの	以上0.3メートル未	-	91
		外径が0.2メートル 満のもの	以上0.3メートル未		91
			以上0.4メートル未		120
		満のもの	M_0.47 170 N		120
			以上0.7メートル未		210
		満のもの	<u></u>		
			以上1メートル未満	-	300
		のもの			
		外径が1メートル以_	上のもの		610
法第 32	自動運	法第2条第2項第5	地下に設けるもの	長さ1メートル1	3
条第1	行補助	号に規定する自動	その他のもの	年につき	10
項第3 号に掲	施設	運行装置による検			
げる施		知の対象として設			
設		置する導線その他			
		の線類	<u> </u> 風の状況を表示する	1本1年につき	010
		連路の構造又は父』 標示柱その他の柱類		1本1年にうさ	810
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1平方メ	510
			地下に設けるもの	ートル1年につき	300
	その他の	<u>し</u> もの	70 T TORTY & 017		1,000
法第32条		 号に掲げる施設		占用面積1平方メ	1,000
12/102/1	./// ///// /////	7(-19() 0 % 2 8 2		ートル1年につき	1,000
法第32条	:第1項第5	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1平方メ	Aに0.004を乗じて
号に掲げ			,,,,,,,,	ートル1年につき	得た額
			階数が2のもの		Aに0.006を乗じて 得た額
			階数が3以上のも	-	Aに0.007を乗じて
			0		得た額
		上空に設ける通路			1,300
		地下に設ける通路			760
		その他のもの			1,000
	:第1項第6	祭礼、縁日その他の	催しに際し、一時的	占用面積1平方メ	25
号に掲げ	る施設	に設けるもの		ートル1日につき	
		その他のもの		占用面積1平方メ	250
	+ +++ =			ートル1月につき	
	条第1号に	看板(アーチであ	一時的に設けるも	表示面積1平方メ	250
掲げる物	11午	るものを除く。)	7. 0 lh 0 t 0	ートル1月につき	0.500
			その他のもの	表示面積1平方メートル1年につき	2, 500
		標識		1本1年につき	810
		旗ざお	祭礼、縁日その他	1本1日につき	25
		 	の催しに際し、一 時的に設けるもの	1年1日に 7日	20
			その他のもの	1本1月につき	250
			祭礼、縁日その他	その面積1平方メ	250
		号に掲げる工事用	の催しに際し、一	ートル1日につき	25
		施設であるものを	時的に設けるもの	17.1410 20	
		除く。)	その他のもの	その面積1平方メ	250
				ートル1月につき	
		アーチ	車道を横断するも	1基1月につき	2, 500
			の		
-					

		その他のもの		1, 300
政令第7条第2号に推	易げる工作物		占用面積1平方メ ートル1年につき	1,000
政令第7条第3号に推	政令第7条第3号に掲げる施設			Aに0.031を乗じて 得た額
政令第7条第4号に打 工事用材料	政令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる			250
	曷げる仮設建築物及て	が同条第7号に掲げる	ートル1月につき 占用面積1平方メ ートル1月につき	100
政令第7条第8号に 掲げる施設	トンネルの上又は に設けるもの	高架の道路の路面下	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.012を乗じて 得た額
19() OVER	上空に設けるもの		1771+16 26	Aに0.017を乗じて 得た額
	地下 (トンネルの 上の地下を除く。)	階数が1のもの		Aに0.004を乗じて 得た額
	に設けるもの	階数が2のもの		Aに0.006を乗じて 得た額
		階数が3以上のもの		Aに0.007を乗じて 得た額
	その他のもの	I		Aに0.025を乗じて 得た額
政令第7条第9号に 掲げる施設	建築物		占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.015を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.011を乗じて 得た額
政令第7条第10号 に掲げる施設及び	建築物		占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.022を乗じて 得た額
自動車駐車場	その他のもの			Aに0.011を乗じて 得た額
政令第7条第11号 に掲げる応急仮設	トンネルの上又は に設けるもの	高架の道路の路面下	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.015を乗じて 得た額
建築物	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて 得た額
政令第7条第12号に			占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.025を乗じて 得た額
政令第7条第13号 に掲げる施設	のものに限る。)の	自動車専用道路(高架 路面下に設けるもの	占用面積1平方メ ートル1年につき	Aに0.015を乗じて 得た額
	上空に設けるもの			Aに0.022を乗じて 得た額
	その他のもの			Aに0.031を乗じて 得た額

備考

- 1 第1種電柱とは、電柱(当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。)のうち3条 以下の電線(当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同 じ。)を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するも のを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 2 第1種電話柱とは、電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を

設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。)を支持するものを、 第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱 とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 3 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置 する電線をいうものとする。
- 4 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積が1平方メートル未満であるとき又は これらの面積に1平方メートル未満の端数があるときは、1平方メートルとして計算す るものとする。
- 5 占用物件の長さが1メートル未満であるとき又はその長さに1メートル未満の端数 があるときは、1メートルとして計算するものとする。
- 6 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割をもって計算するものとする。 この場合において、これらの期間が1月未満であるとき又はこれらの期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 7 占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間が1月未満であると き又はその期間に1月未満の端数があるときは、1月として計算するものとする。
- 8 Aは、近傍類似の土地の時価を表すものとする。